

2023年12月14日

日本公認会計士協会
会長 茂木 哲也

令和6年度与党税制改正大綱に関する会長コメント

本日公表された自由民主党及び公明党の「令和6年度税制改正大綱」（以下「与党大綱」といいます。）では、「物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先課題とし、そのために、企業と個人の挑戦を後押しする」という方針の下、幅広い分野で税制改正項目が示されました。当協会は、我が国経済・社会の健全な維持・発展に貢献するため、公平・中立的な立場から、我が国の税制に対する建設的な意見の表明を行っており、本年も6月に「税制の在り方に関する提言」と、「令和6年度税制改正に関する個別意見」を取りまとめた「令和6年度税制改正意見書」（以下「改正意見書」といいます。）を公表していたところです。

今回の与党大綱では、企業への課税と支援をその成長段階や規模に応じてきめ細やかに行っていく姿勢が示されました。すなわち、賃上げ促進税制では新たに「中堅企業」の区分が創設されるとともに、マルチステークホルダー方針要件の対象が一部拡大されることになり、外形標準課税の適用対象法人の判定に当たっては新たに資本金と資本剰余金の合計額や企業グループの資本関係が考慮されることになりました。

また、ストックオプション税制の利便性の向上、買戻条件の付された一定の種類株式について買戻しが行われた場合における譲渡法人の課税上の取扱いの明確化、事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長及び中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充が示され、新たなビジネスを創出するスタートアップの育成と、中小企業による生産性の向上等への挑戦、その先の中堅企業への成長に向けた支援策が税制上措置されることとなりました。

これらの改正は、企業の成長段階に応じてメリハリのある税制優遇措置を設け、正に次なるステージへの企業の成長を後押しする税制措置を求める当協会の改正意見書における提言・要望とその目標を同じくする、あるいはそれらを一部実現するものと受け止めています。

さらに、当協会が経済活性化の観点から継続的に要望してきた交際費等の損金算入制限の緩和措置については、税務上の交際費等の範囲から除かれる飲食費の金額基準の引上げが図られることにより一部実現する見通しとなりました。また、国境を越えたデジタルサービスに係るプラットフォーム課税が導入されることになりましたが、これはいわゆる経済のデジタル化に即したものであり、当協会がこれまで提言してきたところと軌を一にするものです。

このほか、当協会はかねてより改正意見書において少子化対策に資する税制の実現を提言してきたところ、今回、与党大綱で子育て世帯に対して住宅ローン控除や生命保険料控除等が拡充されることが示されましたが、少子化対策は喫緊にして重要な課題であり、今後一層の措置の充実が図られることを期待いたします。

当協会は、与党大綱におけるこれらの税制改正措置の方向性を歓迎し、その中で示された各税制改正項目が我が国経済の成長に寄与することを期待するとともに、引き続き、税務を含む会計全般の専門家たる公認会計士の団体として、より良い経済・社会の実現に貢献すべく、積極的に意見発信してまいります。

以 上